

キャンペーン具体的措置

【監理団体（送出し国と）】

1. 送出国からのキックバック・過剰接待は断ろう

- ・ 観光・カラオケ・マッサージや、ホテル・フライト費用負担など

2. 送出国との裏契約は断ろう

- ・ 講習委託費・送出国管理費の減額・無償化などはやめよう
- ・ 失踪・途中帰国・妊娠などに対して、違約金の設定はやめよう

3. 偽造書類の受け渡しはやめよう

- ・ 前職要件に関して、同種業務に従事した経験がなくても、「技能実習の必要性を具体的に説明でき、必要最低限の訓練を受けている」場合は、特別な事情があるとして技能実習計画が認められます。いずれの要件により認定を受ける場合も、偽造書類の受け渡しはやめよう

【監理団体（日本で）】

4. 技能実習法のルール通りの頻度・内容・態様で監査・訪問指導をしよう

<訪問指導>

- ・ 技能実習生に会うだけでなく実習実施者の役職員にもヒアリングをしよう
- ・ 技能実習開始間もない技能実習生に対して、計画に沿った実習が行われているか確認しよう

<監査>

- ・ 技能実習責任者と技能実習指導員は必ず同席させよう
- ・ 技能実習生との面談は、監査時ごとに在籍者の最低4分の1以上、最低年に一度は全員と行おう
- ・ 給与は、給与明細・賃金台帳の確認だけでなく、技能実習生との面談でも適正な給与額が支払われているか、遅配や不払いはないかを確認しよう
- ・ 監査報告書は、監査から2ヶ月以内に外国人技能実習機構へ提出しよう

5. 技能実習生との密なコミュニケーションにより本音の理解に努めよう

- ・ 母国語を話す通訳者を確保しよう
- ・ 技能実習生が相談しやすい環境づくりを心掛け、相談にはすぐに対応しよう

6. 実習実施者の経営状態を正確に把握しよう

- ・ 業績が急激に悪化していないかこまめに確認しよう

- ・ 債務超過の場合は経営診断書を回収・確認しよう

7. 外国人技能実習機構への届出や報告を確実にしよう

- ・ 報告書等の提出期限を守ろう
事業報告書・・・毎年4月1日～5月31日
変更届出書・・・変更事由発生後1ヶ月以内
変更届出書及び許可証書換申請書・・・変更事由発生後1ヶ月以内
- ・ 技能実習実施困難時届の提出期限を守ろう（途中帰国の場合は帰国前）
- ・ 実習実施者の技能実習計画軽微変更届出書の提出状況の管理しよう

8. 妊娠・怪我・病気等を理由にする不利益な取扱いはやめよう

- ・ 自己都合退職の勧奨や帰国の強要はやめよう

【実習実施者】

9. 技能実習生への人権侵害行為を無くそう

- ・ 妊娠・怪我・病気等を理由にする不利益な取扱いはやめよう
- ・ 技能実習生への暴力・暴言・脅迫・ハラスメント・強制帰国・私生活の自由の不当な制限はやめよう
- ・ 技能実習機構の SOS 相談窓口について、技能実習生に周知しよう
- ・ パスポート・在留カードを保管はやめよう

10. 不法滞在者（失踪者等）の雇用はやめよう

- ・ 在留カード・パスポートは、コピーだけでなく原本を確認しよう
- ・ 派遣会社から派遣される外国人社員の在留資格・在留期限が問題ないかも確認しよう

11. 送出国からの過剰接待は断ろう

- ・ 観光・カラオケ・マッサージや、ホテル・フライト費用負担など

12. 実習計画に沿った業務・作業をさせよう

- ・ 必須業務には確実に50%以上従事させよう
- ・ 技能実習日誌を毎日記録しよう
- ・ 実習計画・作業について迷うことがあれば、放置せずに監理団体や外国人技能実習機構に相談しよう

13. 労働基準法をしっかりと守ろう

- ・ 適正な賃金（特に時間外・休日労働の割増賃金）を確実に払おう
- ・ 違法な時間外労働はやめよう（時間外労働・休日労働時間が協定の範囲内か確認しよう）
- ・ 有給休暇を適正に取得させよう（確実に年 5 日を取得させよう）
- ・ 法定 3 帳簿（賃金台帳・出勤簿・従業員名簿）を確実に付けよう
- ・ 安全で衛生的な宿舎を提供しよう

14. 労働安全衛生法をしっかりと守ろう

- ・ 安全衛生管理体制をつくろう（安全管理者・衛生管理者・作業主任者の選任など）
- ・ 実習内容・作業環境を面談時・雇用契約締結時・雇入時にわかりやすく説明しよう
- ・ 安全衛生教育をしっかりと行おう（雇入時や作業内容変更時の教育・危険有害業務に係る特別教育・職長等に対する安全衛生教育）
- ・ 就業制限業務に係る技能講習・特別教育の受講や免許の取得を確実に行わせよう
- ・ 技能実習生の定期・特殊健康診断・ストレスチェックを確実に実施しよう
- ・ 万が一事故・労災が発生した際は、隠さず申告・報告しよう

15. 外国人技能実習生総合保険に加入しよう

- ・ 入国前に確実に加入手続きを終わらせよう

16. 外国人技能実習機構や監理団体への届出や報告を確実に行おう

- ・ 報告書等の提出期限を守ろう
実施状況報告書・・・毎年 4 月 1 日～5 月 31 日
技能実習計画軽微変更届出書・・・変更事由発生後 1 ヶ月以内
- ・ 技能実習実施困難時届の提出期限を守ろう（途中帰国の場合は帰国前）

【技能実習生】

17. 自分の身は自分で守ろう

- ・ 自分のキャリアと自衛のために、日本語を勉強しよう
- ・ やむを得ず実習先の変更を希望する場合は、監理団体に相談しよう
- ・ 失踪あっせんブローカーとは連絡を取らず、もし連絡がきた場合は監理団体に報告しよう